

厚生科学審議会に設置された分科会 及び部会の活動状況について

- 感染症分科会 P1
- 生活衛生適正化分科会 P2
- 科学技術部会 P3
- 疾病対策部会 P5
- 地域保健健康増進栄養部会 P6
- 生活環境水道部会 P7
- 健康危機管理部会 P8

厚生科学審議会感染症分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

（1）感染症分科会

平成13年5月以降、現在まで32回開催され、平成22年度においては、新型インフルエンザ（A/H1N1）についての今後の対応についての審議及び各部会における審議事項の報告などを行う予定である。

（2）感染症部会

平成13年10月以降、現在まで8回開催され、平成22年度においては、多剤耐性菌対策や、チクングニア熱の感染症法等への位置づけについての審議などを行ったほか、今後インフルエンザサーベイランスについての審議を行う予定である。

また、本部会の下に設けられているエイズ・性感染症ワーキンググループにおいて、平成22年12月から、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」の改定についての審議を行っている。

（3）結核部会

平成13年7月以降、現在まで23回開催され、平成21年度以降は「結核に関する特定感染症予防指針」の改正等に関する審議を行っている。

（4）予防接種部会

新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生を契機として、平成21年12月に、予防接種制度の在り方について検討を行うため、新たに設置された。現在まで15回開催され、平成22年2月に「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」がとりまとめられ、その後、現在まで、予防接種制度の在り方全般について議論を行っている。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降現在まで計15回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っているところである。

なお、平成23年2月に開催された第15回において、生活衛生関係営業を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行指針の課題も踏まえて、連続性の強化、戦略性の強化を盛り込んだ「生活衛生関係営業の振興指針の改定方針」が取りまとめられた。以後、この考え方により改正が行われており、平成22年度においては、食肉販売業、氷雪販売業の2つの振興指針の改正について審議が行われた。

（平成21年度）

- 第14回生活衛生適正化分科会（平成21年11月25日開催）
旅館業、浴場業及び飲食店営業（めん類）の振興指針の改正について審議

（平成22年度）

- 第15回生活衛生適正化分科会（平成23年2月1日開催）
食肉販売業、氷雪販売業の振興指針の改正について審議

（平成23年度：予定）

- 第16回生活衛生適正化分科会
飲食店営業（一般飲食店、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について審議

厚生科学審議会科学技術部会

1 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 科学技術部会

平成13年2月以降61回開催され、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等など、科学技術政策の重要事項に関する審議を行っている。

平成22年7月より2回にわたり「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」の改正等について総括的な審議を行い、平成22年12月には「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」について総括的な審議を行った。

また、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させている。

このほか、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成14年8月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について審議を行っている。

(2) 遺伝子治療臨床研究作業委員会

平成13年3月以降56回開催し、実施施設から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画に関し、主として科学的・倫理的事項について論点整理を行っている。

平成21年度は、京都府立医科大学病院（進行期腎細胞癌）及び岡山大学病院（前立腺癌）、平成22年度は、千葉大学医学部附属病院（家族性LCAT欠損症）からの申請等について審議を行った。

また、申請のあった遺伝子治療臨床研究で遺伝子組換えウイルス等のベクターを使用する場合は、別途、同作業委員会の下に置かれている委員会で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成16年2月）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行っている。

(3) ヒト胚研究に関する専門委員会

平成17年9月以降25回開催（平成18年1月以降は文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会と合同開催）し、ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に関するガイドラインの作成及び研究審査体制の整備に向けて検討を行い、平成21年1月に「生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について」を取りまとめ、平成21年4月に科学技術部会において了承された。

この報告書に基づく「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」については、パブリック・コメントを経て、平成22年12月に告示された（平成22年文部科学省 厚生労働省 告示第2号）。

(4) ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会

平成19年7月以降現在まで14回開催し、実施施設から申請のあったヒト幹細胞

臨床研究実施計画に関し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づいて審査を行っている。

平成22年度は、奈良県立医科大学（歯槽骨再生）、慶應義塾大学医学部（末梢血管再生）などからの計14件の申請につき指針への適合性を確認した。

(5) ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会

平成21年5月以降12回開催し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成18年厚生労働省告示第425号）の見直しのための検討を行った。検討結果を踏まえ、平成22年11月には改正された「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成22年厚生労働省告示第380号）が告示された。

厚生科学審議会疾病対策部会

1 所掌事務

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

(2) 臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から本年2月までに37回開催され、レシピエント選択基準、臓器移植法に関わる今後の課題について検討した。

(3) リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年4月から昨年まで4回開催され、今後のリウマチ・アレルギー疾患対策について議論を行った。

(4) クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年から平成20年7月までに13回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

(5) 難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から昨年8月までに12回開催され、今後の難病対策等について議論を行った。

(6) 造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年8月までに31回開催され、骨髄バンク事業への末梢血幹細胞移植の導入等について検討を行った。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成21年5月1日に第28回の会議を開催し、

- ①平成19年国民健康・栄養調査
- ②健康日本21の取り組み
- ③健やか生活習慣国民運動
- ④特定健診・特定保健指導の状況
- ⑤受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書（概要）
- ⑥「日本人の食事摂取基準」の策定
- ⑦食育の推進体制
- ⑧女性の健康支援対策

について検討を行った。

平成22年2月1日に第29回の会議を開催し、

- ①健康日本21の取り組み
- ②平成20年国民健康・栄養調査
- ③日本人の食事摂取基準の策定と活用
- ④たばこ税の引き上げ
- ⑤慢性疾患対策の更なる充実に関する検討会の意見概要
- ⑥女性の健康支援対策
- ⑦今後の受動喫煙防止対策
- ⑧慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防・早期発見に関する検討会（仮称）

について、検討を行った。

厚生科学審議会生活環境水道部会

1 所掌事務

建築物衛生その他生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成22年12月に第9回生活環境水道部会が開催され、「水道水質検査の信頼性確保に関する今後の取組」及び「水質基準の見直し等」について審議が行われるとともに、「水道行政の動向」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正」についての報告が行われた。

① 水道水質検査の信頼性確保に関する今後の取組

前回の部会（平成22年2月2日）で登録水質検査機関の水質検査の価格引下げに伴う信頼性への懸念が話題になったことを踏まえ、22年5月から水道課内に有識者をメンバーとする「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を開催して11月にとりまとめた報告に基づき、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際に水質検査の信頼性を確保するため、水道事業者、登録検査機関、国が講ずべき方策について審議が行われ、提示した方針が了承された。（3月上旬を目途に省令改正案のパブリックコメントを実施）

② 水質基準の見直し等

前回の部会で方向性が示されたトリクロロエチレンの水質基準等の見直しについて、食品安全委員会の報告等を踏まえ水質基準等の見直しに係る対応状況等について審議が行われ、提示された方針で進めていくことが了承された。（トリクロロエチレンの水質基準省令改正等を今年4月に施行）

③ 水道行政の最新の動向

水道行政の最近の動向について、地域主権（地方分権）への対応、耐震化の状況、地域水道ビジョンの策定の状況、広域化・第三者委託及び水ビジネスの推進について報告した。

④ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正

近年の建築物の所有と管理の形態の多様化に対応して、建築物の衛生的環境の適切な維持管理を推進するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正を行い、特定建築物の届出事項に特定建築物維持管理権原者に係る事項を追加したことについて報告した。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日に設置。

2 主な活動状況

原因不明な健康危機が発生した場合、専門的な助言を得るための部会であり、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、年に1回程度の開催を行う予定。これまでの開催状況は次のとおり。なお、今年度の開催は平成23年3月15日に予定している。

○平成18年10月30日

- (1) 健康危機管理部会長の選出について
- (2) 健康危機管理部会運営細則について
- (3) その他

○平成19年6月5日

- (1) 原因不明な健康危機事例への対応について
- (2) 健康危機管理に関する研究事業について
- (3) 改正国際保健規則について
- (4) 世界健康安全保障イニシアティブについて
- (5) その他

○平成21年2月27日

- (1) 部会長代理の指名について
- (2) 健康危機管理調整会議の開催報告
- (3) 改正国際保健規則（IHR2005）について
- (4) 世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）について

○平成22年2月5日

- (1) 健康危機管理調整会議の開催報告
- (2) 改正国際保健規則（IHR2005）について
- (3) 新型インフルエンザへの対応について
- (4) 世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）について